

【様式2】

令和2年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(管区等名: 警察庁)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
不正プログラム解析訓練(上級)	警察庁長官官房会計課理事官 福田英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年1月23日	NRセキュアテクノロジーズ株式会社 東京都千代田区大手町1-7-2	8010401084443	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	4,180,000円	-		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
不正薬物検知装置	警察庁長官官房会計課理事官 福田英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年2月4日	株式会社日立ハイテクノソリューションズ 東京都港区虎ノ門1-17-1	3010401035434	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないため	-	36,520,000円	-		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
高度警察情報通信基盤システム改修用品Ⅱ 本部サーバ用改修用品外1点	警察庁長官官房会計課理事官 福田英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年2月4日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	13,970,000円	-		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
通信ケーブル(BMW ACM Cable(FOOK108796))外50点	警察庁長官官房会計課理事官 福田英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年2月4日	ポッシュ株式会社 東京都渋谷区渋谷3-6-7	7011001012340	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	2,392,984円	-		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
情報分析支援装置に係る研修委託	警察庁長官官房会計課理事官 福田英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年2月14日	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1	6010001135680	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	3,300,000円	-		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
携帯電話用データ抽出装置用ソフトウェアライセンス	警察庁長官官房会計課理事官 福田英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年2月17日	株式会社FRONTEO 東京都港区港南2-12-23	1010401051219	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	9,873,600円	-		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
現行日本法規(追録12084号-12169号)外16点	警察庁長官官房会計課理事官 福田英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年2月26日	株式会社ぎょうせい 東京都中央区銀座7-4-12	1010001100425	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	3,270,247円	-		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
全国的情報処理センター用電子計算機運用サーバ等賃貸借	警察庁長官官房会計課理事官 福田英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年2月26日	株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	2010001033475	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	3,140,156円	-		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	

ヘリコプター用部品(NUTPLATE STRIP ASSY)外12点	警察庁長官官房会計課理事官 福田 英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年3月11日	エアロファシリティー株式会社 東京都港区新橋4-9-1	9010401047523	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	2,607,456円	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
IPR型移動用無線機用小型モバイルスピーカマイク	警察庁長官官房会計課理事官 福田 英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年3月18日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	26,668,400円	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
警察情報共有システム用端末(PISS型運用監視端末装置)外13点	警察庁長官官房会計課理事官 福田 英之 警察庁 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年3月23日	東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3	6010401015821	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	97,457,910円	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
航空機モックアップ保守点検業務委託	支出負担行為担当官 千葉県警察会計担当官 早川 治 千葉県警察本部 千葉市中央区長洲1-9-1	令和2年2月3日	株式会社JALUX 東京都港区港南1-2-70	6010701007411	会計法第29条の3第4項 供給者によってのみ供給されることが可能であり、他に合理的な代替となるサービスがないため	-	1,012,000円	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	
ソフトウェア購入	支出負担行為担当官 中国四国管区警察総務監察・広域調整部会計課長 山口 美彦 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和2年2月4日	株式会社エーティ 名古屋市瑞穂区妙音通4-52	6180001034544	会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないため	-	5,709,000円	-	-	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①ニ(へ)	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達)の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、令和元年度に締結した契約のうち、令和2年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」記1. (2)①の区分(例:イ(ロ))又は③のイからハに掲げる区分を記載すること。